

再生可能エネルギー全量買取制度への意見

制度の目的

気温の上昇を産業革命前から 2 未満にとどめていくには、先進国は温室効果ガス排出量を 2050 年までに、90 年比 80%以上の削減が必要とされ、その通過点である 2020 年目標として日本政府が掲げる 25%は国内削減で達成すべきものである。

温室効果ガス排出量の削減のためには、再生可能エネルギーの普及促進は欠かせない取り組みであり、そのために必要な政策手段として再生可能エネルギーの全量買取を電力会社に義務づける電力買取補償制度（全量買取によって初期投資の 80～90%程度を金融機関から融資を受けても賄える価格設定・期間とする制度）が求められる。

また、全量買取制度は決して一部の市民や事業者を優遇する政策ではなく、戸建住宅を持たなくとも市民共同発電などを通じて太陽光発電に取り組むことが出来、また初期投資費用がなくとも金融機関からの借り入れを受けて取り組むことが出来る、などの条件整備が本制度の施行に伴って進み、国民全てが再生可能エネルギーの設備導入の機会を公平に得ることが出来るようになることが肝心である。

なお、再生可能エネルギーの普及を進めることは、次のような効果が期待できる。

- (1) エネルギー自給率を向上させ、エネルギーセキュリティ、エネルギーの安定供給に資する。
- (2) 自然エネルギーの発電量の増大に伴う火力発電や原子力発電の縮小によって、建設コストや燃料コストの削減（現在 GDP10%相当、約 5 兆円の化石燃料輸入額。2020 年には約 1.1～1.5 兆円の削減効果）、汚染・リスク低減につながる。
- (3) 国内での温室効果ガスの削減が進むとともに、途上国など他国の再生可能エネルギー普及への協力を通じて、日本の国際的信頼・地位の向上につながる。また、再生可能エネルギー普及は、資源紛争を少なくし、国際平和にも貢献できる。
- (4) 国内自然エネルギー産業が発展し、それに伴う雇用の拡大（2020 年約 60 万人、2030 年約 120 万人）が期待できる。とりわけ、自然エネルギーが豊富な農山村地域での地域資源の有効活用による、地域活性化が期待できる。

目標

前述の目標達成のためには、2020 年までに再生可能エネルギーの電力に占める割合（大型水力を含む）を 30%以上に、一次エネルギーに占める割合を 20%以上に引き上げる必要がある。

なお、これらの数値はアメリカの各州やドイツなどの EU 諸国においても提示されているものであり、飛び抜けて高い数値というわけでは決してない。むしろ再生可能エネルギー産業を牽引し、新技術に先鞭をつけていくためには、高い数値目標とそれを達成するための政策が不可欠である。

再生可能エネルギーの定義と条件

全量買取制度の対象となる再生可能エネルギーとしては、太陽光、風力、バイオマス、小水力、地熱を基本的な対象とし、その上で持続可能性、環境十全性を十分に満たすものを対象とすべきである。例えば外国産木材（廃材）や紙ゴミを中心とする廃棄物発電、バイオマス発電は、環境十全性の面から対象とすべきではない。

また小水力発電の規模については特に設けないが、ダムをとみなわない流れ込み式や水路式などの環境十全性に配慮した水力発電のみを対象とするべきである。

買取対象について

(1) 全種全量買取

制度の狙いはできるだけ早く再生可能エネルギーを一定量普及させることにあることから、住宅用太陽光発電も含めて、全量買取とすべきである(全量買取によるコストインセンティブが、その普及速度において余剰買取に限定した際に発生するとされる省エネインセンティブを上回ることは明白である)。また、事業用であれ再生可能エネルギーを供給し CO2 削減に貢献するという評価に変わりはないものであることから発電事業目的の発電設備についても対象とすべきである。

(2) 既設設備への買取

既存設備から発電された電力についても、全量買取の対象とすべきである。特にコストインセンティブが十分でない時期から環境保全に貢献してきた太陽光発電については、設置年度補助金の受領金額から買取価格を設定して、希望者に対しては設定価格での全量買取制度を実施することを検討すべきである。

買取期間について

原則、発電開始から 20 年間を買取期間とする。その上で、電源の種類や規模などに応じて、適切な買取期間を設定することが望ましいと考える。

買取価格について

現在の余剰電力買取制度のような買取区分は廃止し、初期投資の 80～90%程度を金融機関から融資を受けても賄える価格設定・期間とする。(メンテナンスや管理費などのランニングコストを含めて、設置規模や発電条件によって適正な買取価格を設け、例えば 1kWh あたり太陽光発電 48

円、風力発電 11～14 円程度とすることが考えられる)。

買取価格については、初年度以降の設置者は、設備価格の低下に合わせ一年ごとに一定比率で逡減させるなど、継続的な価格水準の調整を行なう必要がある(儲けすぎ、投機的な動きを抑制する)。

財源・負担について

買取費用のうち、現在の平均発電コストに相当する回避可能原価(例えば 6～8 円/kWh)を電力会社の負担とし、残りを社会全体で賄うものとする。

ただし、原発推進の財源とされている電源開発促進税(現在、家庭平均負担額は月 130 円程度)や道路財源などの転用や、新設する環境税収の活用により、家庭負担を軽減することが検討されるべきである。

措置

低所得家庭への負担軽減措置や、地域によって需要家の負担が変動することがないように買取負担の再配分を実施することが望ましい。

現行制度との兼ね合い

全量買取制度実施の前提として、自然エネルギー普及の妨げとなっている「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS 制度)」は廃止する。

また、太陽光発電を始めとする補助金制度についても、補助金交付手続きにかかるコストが膨大であることから買取補償制度の実施に伴い廃止することが望ましい。ただし、初期投資コストが大きい風力発電や小水力、地熱などについては、当初は補助金制度を併用し、一定期間を目処に見直しを行う形が望ましいと考える。

系統への優先接続

全量買取制度の施行にあたって、再生可能エネルギー発電設備の系統連系に支障が生じることのないように、再生可能エネルギーの普及が電力系統の未整備などの理由によって妨げられることがないように、特に再生可能エネルギーの資源量が豊富な地域での電力系統の整備を国または電力会社の責任において進めることが求められる。

また、既存系統に接続する際の費用負担については、既存系統を有する電力事業者が系統への接続に必要な設備の増強費用・建設費用を負担し、それに必要なコストは買取価格と合わせて電力料金に転嫁することができるなど、原則(ルール)の見直しが必要である。

見直し期間について

再生可能エネルギー分野は成長著しいことから、技術や条件の変化に合わせて制度全体の枠組や詳細ルールについて、制度の目的達成のために必要な見直しを行うことが求められる。見直し期間は3~5年を目処に、状況に合わせて適宜実施できるようにすることが望ましい。

環境付加価値の扱いについて

RPS法に基づき電力買取を行うことで電力会社に権利が移行している環境付加価値については、全量買取制度への移行にあたって買取にかかるコストは全需要家が負担することから、環境付加価値は電力会社に移転されるものではないことを確認しておきたい。

なお全量買取制度の対象となった再生可能エネルギー設備から生じる削減量(CO2クレジット)の扱いについては、排出量取引制度などとの整合性がとられるように別途十分な検討を行うべきである。